

長崎県教育委員会規則 第8号 博物館法施行細則（改正前：博物館の登録に関する規則）

改正前	改正後
博物館法第16条の規定に基づき、博物館の登録に関する規則を次のように定める。	博物館の登録に関する規則（昭和27年長崎県教育委員会規則第3号）の全部を改正する。
博物館の登録に関する規則	博物館法施行細則
（目的）	（目的）
第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）、博物館法施行令（昭和27年政令第47号。以下「施行令」という。）、及び博物館施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「施行規則」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
（登録）	（登録・指定）
第2条 地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人が、博物館を設置しようとするときは、長崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に備える別記様式第1号の博物館登録原簿に登録を受けなければならない。	第2条 法第11条による博物館を設置しようとする者は、「博物館登録原簿（別記様式第1号）」に長崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の登録を受けるものとする。また、県教育委員会は、法第31条により博物館の事業に類する事業を行う施設（以下「相当施設」という。）を指定することができるものとする。
（登録の申請）	（登録又は指定の申請）
第3条 前条の博物館登録原簿に登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について別記様式第2号の登録申請書を県教育委員会に提出しなければならない。	第3条 前条の登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について別記様式第2-1号の登録申請書を、相当施設の指定を受けようとする者は、別記様式第2-2号の指定申請書を県教育委員会に提出しなければならない。
2 前項の登録申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の登録申請書又は指定申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
（1）公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、別記様式第3号の博物館資料の目録並びに別記様式第4号の博物館博物館職員一覧表	（1）館則（博物館又は相当施設の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
（2）私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、別記様式第3号の博物館資料の目録並びに別記様式第4号博物館職員一覧表	（2）次条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
（登録要件の審査）	（登録又は指定要件の審査・実施等）

<p>第4条 県教育委員会は、前条の規定による登録の申請があった場合においては当該申請に係る博物館が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは登録申請書記載事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知する。</p>	<p>県教育委員会は、前条の規定による登録又は指定の申請があった場合においては当該申請に係る博物館又は相当施設が次に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは登録申請書記載事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録（相当施設においては指定）を行うとともに、その旨を当該申請者に通知し、インターネットの利用その他の方法により公表する。備えていないと認めるときは、登録又は指定しない旨をその理由を附記した書面で当該申請者に通知する。</p>
<p>(1) 法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること</p>	<p>(1) 設置法人の適格性 当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が次のア又はイに掲げる法人のいずれかに該当すること。 ア 地方公共団体又は地方独立行政法人 イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人 ・博物館又は相当施設を運営するために必要な経済的基盤を有すること。 ・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、博物館又は相当施設を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 ・当該申請に係る博物館又は相当施設の運営を担当する役員が、社会的信望を有すること。 (2) 過去2年間の登録取消しの有無 当該申請に係る博物館又は相当施設の設置者が、第10条の規定により登録又は指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者ではないこと。 (3) 博物館又は相当施設の体制に関する基準 博物館又は相当施設の体制が、以下の基準に適合すること。 ア 博物館資料（相当施設においては「資料」。以下同じ。）の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料（資料）に係る電磁的記録を公開することを含む）並びに博物館資料（資料）に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館又は相当施設を運営する体制を整備していること。</p>
<p>(2) 法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること</p>	<p>公開することを含む）並びに博物館資料（資料）に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し、当該方針</p>
<p>(3) 法第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること</p>	<p>に基づき、相当の公益性をもって博物館又は相当施設を運営する体制を整備していること。</p>
<p>(4) 1年を通じて150日以上開館すること</p>	<p>(6) 博物館の場合1年を通じて150日以上開館し、相当施設の場合1年を通じて100日以上開館すること。</p>
<p>2 前項の審査に際しては単に書面審査にとどまらず、学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。</p>	<p>2 前項の審査に際しては単に書面審査にとどまらず、学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。</p>
<p>(登録事項等の変更)</p>	<p>(登録又は指定事項等の変更)</p>

<p>第5条 博物館の設置者は、法第11条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があったときはその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第5条 登録された博物館の設置者は、法第12条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、指定された相当施設（以下「指定施設」という。）の設置者は、施行規則第23条に掲げる事項又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について、重要な変更をするときはその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>2 県教育委員会は法第11条第1項各号に掲げる事項に変更があったことを知ったときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。</p>	<p>2 県教育委員会は、当該博物館に係る登録事項の変更登録又は指定施設に係る指定変更があったときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>
<p>第6条 博物館の設置者は法第11条第2項に規定する添付書類の博物館資料目録に変更があったときは、重要な変更があったときを除く外はその変更届を四半期毎に県教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第6条 登録された博物館の設置者は、法第12条第2項に規定する添付書類の博物館資料（資料）目録に変更があったときは、指定施設の設置者は、施行規則第23条第2項に規定する添付書類の博物館（資料）目録に変更があったときは、重要な変更があったときを除く外はその変更届を四半期毎に県教育委員会に提出しなければならない。</p>
	<p>（教育委員会への定期報告）</p>
	<p>第7条 博物館又は指定施設の設置者は、運営の状況が把握できる刊行物等の提出により 当該博物館又は指定施設の運営状況を毎年報告しなければならない。</p>
	<p>（報告又は資料の提出）</p>
	<p>第8条 博物館又は指定施設の設置者は、県教育委員会よりその登録又は指定に係る博物館又は指定施設の適正な運営に関し報告又は資料の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。</p>
	<p>（勧告及び命令）</p>
	<p>第9条 県教育委員会は、その登録に係る博物館が法第13条第1項各号のいずれかに該当しなくなったと認める時は、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 県教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 県教育委員会は、第1項及び前項の規定により、当該博物館の設置者に対して勧告及び命令を行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。</p>
<p>（登録の取消）</p>	<p>（登録又は指定の取消し）</p>

<p>第7条 県教育委員会は、博物館が法第12条各号に掲げる要件を欠くに至ったものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消すものとする。但し博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至った場合においては、その要件を欠くに至った日から2年間はこの限りでない。</p>	<p>第10条 県教育委員会は、その登録に係る博物館又は指定施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館又は指定施設の登録又は指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第5条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(3) 第7条の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 第8条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(5) 前条第2項の規定による命令に違反したとき。(博物館に限る。)</p> <p>(6) 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと県教育委員会が認めるとき。(指定施設に限る。)</p>
	<p>2 県教育委員会は、前項の規定により登録又は指定の取消しを行うときは、あらかじめ学識経験者、専門機関等の意見を徴するものとする。</p>
<p>2 県教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知する。</p>	<p>3 県教育委員会は、第1項の規定により登録又は指定の取消しを行ったときは、速やかにその旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>
<p>(博物館の廃止)</p>	<p>(博物館の廃止)</p>
<p>第8条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	<p>第11条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。</p>
<p>2 県教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、その当該博物館に係る登録を抹消する。</p>	<p>2 県教育委員会は、前項の規定により届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録をまっ消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>